

中国の葬祭事情

小林 熙 直

九月末、『農民日報』を整理していたら、「息子が母親を遺棄」という記事が目に入った。山東省の農村で、末期癌の母親を入院させた息子が、一通の手紙を残して姿を消してしまつたというのである。

放置の理由は高額な医療費にあつた。ここに入院するまでにすでに一五万円も負担し、息子は四〇歳過ぎても結婚もできず、これ以上借金をする当てもなくなつていたのである。因みに、一五万円は山東省の農民の平均年収(二〇〇五年)の約三八年分に相当する額である。

現在、中国政府は農村での新しい医療制度の普及に力を入れているが、保障されるのはせいぜい一件当り一万元程度である。入院手術ともなれば数万元の負担が当たり前の現状とは余りにも掛け離れた保障水準と言わざるを得ない。

中国では、医療制度が未整備な農村ばかりでなく、都市においても家族から病人が一人出れば「返困」(貧乏に逆戻り)は避けられそうにない。だからと言って、死を選択しても家族の負担は変わらないようである。

「活得起、死不起」の世界

公共墓地を案内された男性に「高すぎる、頑張つて生き抜くことにしよう」と語らせている一コマの風刺画がある。八月二二日付『人民日

報』が掲載したこの風刺画は、「生きることはできて(金がなく)死ぬこともできない」という最近の葬祭事情を実によく表現しているようである。

近年における墓地や葬儀代の高騰は、一般に所得水準の向上に伴つて冠婚葬祭が派手になつたためと言われる。しかし、ほんとうの要因は葬祭事業が行政や一部業者の独占あるいは寡占下にあるためのものである。

人口三六万の湖北省荊門市の場合、同市唯一の公共墓地と葬儀場の経営権が二〇年という期限で民間企業に譲渡された結果、墓地の価格は最低でも二、八六〇元、条件が良くなるにつれ九、八〇〇元、一万八、〇〇〇元などになり、最高は一十万元にもなつている。八〇〇元という低価格墓地もあるが、数がないため一部の人は六〇キロも離れた田舎の公共墓地を利用せざるを得ず、正に「死んでも埋葬の地もない」状況であるという。

市の民生局は江西省の撫州華達貿易会社に独占的経営権を売つたばかりでなく、局内に墓地と葬儀場を管理する荊州市葬祭管理サービスセンターを設立し、その主任に華達会社の経営者を任命したのである。一企業への独占的経営権譲渡の背景には当然のことながら企業側からの「紅包」(賄賂)があり、市側からもそれに応じ

た密約がある。民政局は企業に年間二、五〇〇体の火葬を保証し、葬儀取扱い資格などでも優遇措置を与えている。

二〇〇五年一月、荊門市中級人民法院は、同市の前民政局長と企業との間の密約を調査し、前局長を七年の有罪に処し、華達会社の責任者が前局長に一二万元の賄賂を贈つたことを指摘したが、同公司是未だに何らの処罰も受けていないという。

独占経営は改められるか

広州市では行政と事業を分離する方向で、民生局による独占状況が改められつつある。従来、民生局直属の葬祭管理処と葬祭サービスセンターが独占していた事業に国有、民営、外資企業などを参入させ、事業内容ごとに価格(料金)利益率を設定することとなった。

(1) 政府公定価格：火葬費二三〇元、遺体搬送費一二〇元、遺骨保管費年五〇元その他腐敗防止、化粧、消毒などの費用は各市の物価局が定める。(2) 政府指導価格：墓地などは物価局の査定・許可が必要。(3) 市場調節価格：主管部门の設定した利益率による。例えば広州市民生局の審査・許可した利益率は同市葬儀場の場合は四〇%、葬祭用品は三五%、墓地などは五〇%などである。

二〇〇三年一月から始まつた改革により、今年二月末時点での広州市葬祭場の収入は二〇〇四年比一〇%低下し、なかでも葬祭用品からの収入は二〇%も減少したという。葬祭用品の価格は、葬祭サービスセンターの独占時には原価の数一〇倍から数一〇〇倍であつた

けに大きな変化である。

しかし、行政改革の結果として想定されたほど実際の葬祭費用が減ったわけではない。例えば広州市の魏氏の場合、父親の葬儀代に五万円近い支出をしている。主要な経費は、棺桶一、三〇〇元、骨壺二、二〇〇元、喪服九〇〇元、祭壇一、八〇〇元、鮮花一、四〇〇元、墓地一万三、五〇〇元、墓碑七、八〇〇元などであった。この魏氏の場合の高額な葬儀も決して例外ではない。ほとんどの家庭では経済力の向上とともに伝統的観念が復活し、一回の宴会に二、〇〇〇元を払うのに、家族の葬儀にそれ以下はあり得ない、ということになるのが人情のようである。業界事情に詳しい人の話では、墓地を除いた最低の料金単位が五、〇〇〇元で、大部分は一万元以上になるといふ。

広東省珠海市でも、二〇〇五年一月から民生局の一元的管理の下にあった葬祭管理处やサービスセンターを日本流の独立行政法人にしたり、葬祭用品の販売を自由化するなどの改革が進められているが、その契機となったのが、同市工商局による民生局直属の葬祭管理处の不正行為に対する処罰であった。

二〇〇三年一月、工商局は、葬祭局の独占的地位を利用した不正収入行為に行政的処罰を課したのである。二〇〇四年八月の香洲区人民法院の一番判決では、工商局の主張が全面的に認められたが、二〇〇五年一月の珠海市中级人民法院の二審判決では、不正収入の五〇〇万円は認められず、不正営業行為と不正競争による一二万円の罰金のみが認められたに過ぎない。この種の独占的地位を利用した不正収入行為の存在は決して珠海市だけのものではない。中

国の「葬祭（殯葬）管理条例（一九九七年七月施行）では、「いかなる単位・個人も許可なくして葬祭施設を設けることはできない」（第九条）としているが、第三者の参入を拒むものではない。しかし、葬儀事業は実際には管理責任者である民政部门の独占形態が多く、料金・価格も行政主導で決定されているのが現実である。財政収入の乏しい地方の県・市にとって、半ば独占経営の可能な葬祭事業からの収入はかなりの魅力であろう。葬祭事業は年間約八五〇万人を対象とする一大産業であり、一件当たり平均八、〇〇〇元としても六八〇億元（一元は約一五円）産業である。地方政府の財政収入面からみても民営化が簡単に進むとは思えない。

「生態墓地」の陰で

第一次五ヶ年規画（二〇〇六～二〇一〇年）において中国が目標とする社会の一つが省エネ・環境型社会である。自然との調和ある発展を目指す中で最近見かけるようになったのが「生態墓地」という言葉である。簡単に言えば、周囲の生態環境と調和のとれた墓地のことであり、周囲の生態は樹林でも草花でもよいが、墓地の環境への負荷が小さいことが前提である。理想の一つは、広州市が一九八〇年代末に白雲山で建設した「森林公墓」である。一万八、〇〇〇柱の遺骨が一五〇ヘクタールの森林に、墓標もなく眠っているのである。この方式は土に還りたいという中国人の「落葉帰根」の伝統的な考え方にも、生態的な景観を維持するうえでも良いようである。

「生態墓地」の建設という理想はすばらしいが、現実はどうであろうか。墓地の環境負荷を

小さくするための条件の一つである火葬をみて、その実施率は五〇%余（二〇〇三年）と低い。そればかりでなく、最近では葬祭管理条例で禁止されている耕地や森林における墓地の建設や宗族墓地の復活も報告されている。

内モンゴル自治区の山村では、二〇〇〇年ごろから山林に一〇四基もの墓（土饅頭）が建設され、一基建設される度に大小六本ほどの樹木が犠牲になっているという。埋葬されているのは地元村民ではなく、火葬を好まない集安市の住民である。彼らは「荒山墓地占有費」を払っているが、一件当りの額は二〇〇〇年八月には一〇〇元であったが、最近では数百元から千円を越える額ではと推測されている。

問題の一つは領収証が村の党委員会書記の名字で発行されているが、現在の書記が着任して以来八年間、村の財政が公開されたことがなく、占有費の使途が不明なことである。もう一つの問題は墓地の一部が山林の使用権を請負っている村民の持分にも入り込んでいることである。党委書記は、林権は請負者にあるが、樹下の土地の支配権は村にあると主張しているという（『人民日報』06.1.24）。

この村では道路拡幅に伴う補償問題（九万余元）などもあり、二〇〇五年一月には村の代表が上級の鎮政府に陳情したが、何らの成果もなかったようである。『人民日報』の記者は継続的に展開されている党員教育運動の成果が地方行政レベルにまで浸透することを期待しているようであるが、生態環境にまで配慮する中央政府と農民の権益には目もくれない地方政府、このギャップを埋めることはほんとうに可能なのであるか。

（こばやしひろなお・アジア研究所所長）